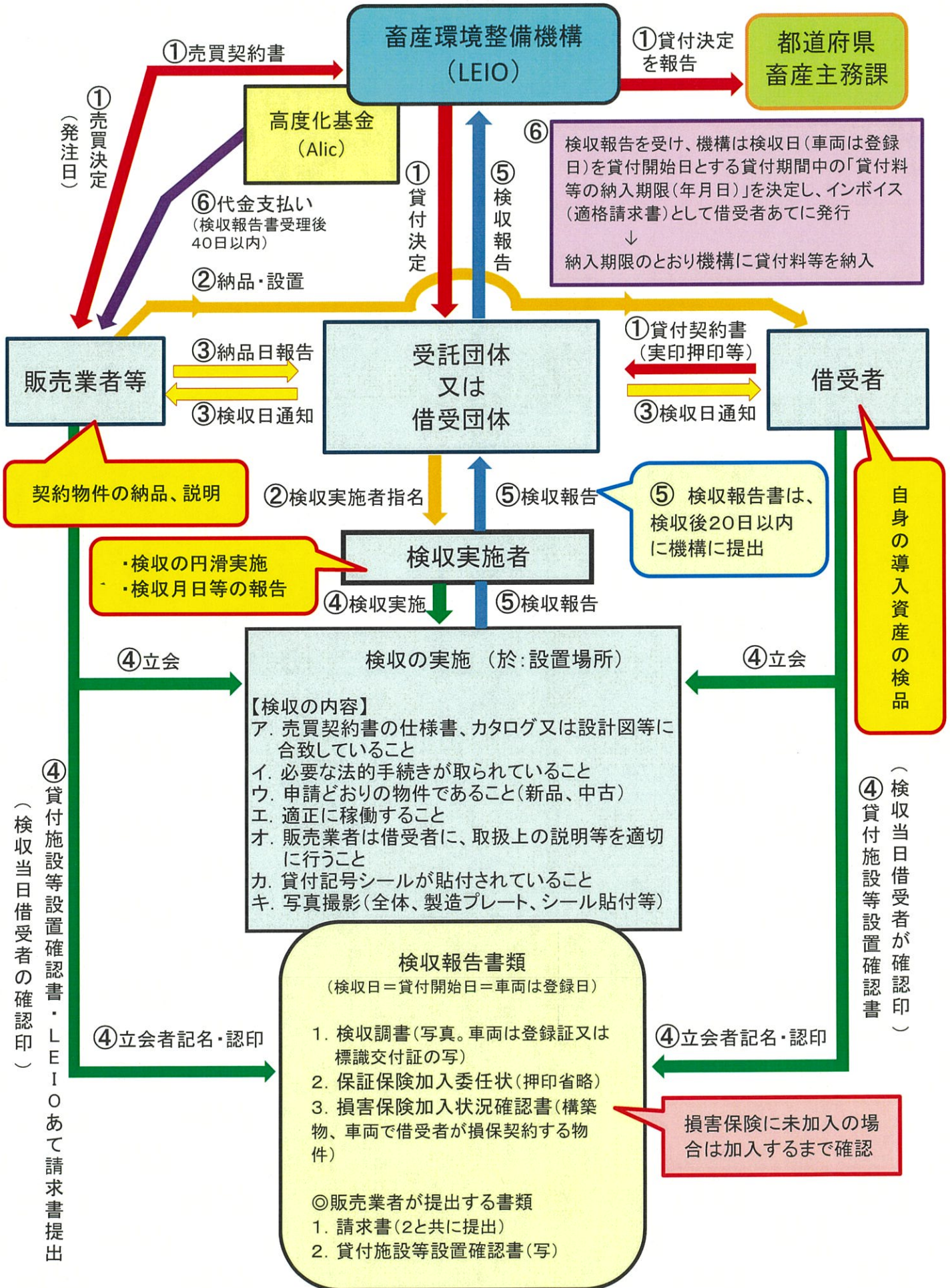


貸付決定後の流れ

資料4-1

～発注、納品、検収(貸付開始)、機械代金支払等のイメージ～ (通常)



リース料等の第1回納入期限(年1・4回払い)について

資料4-2

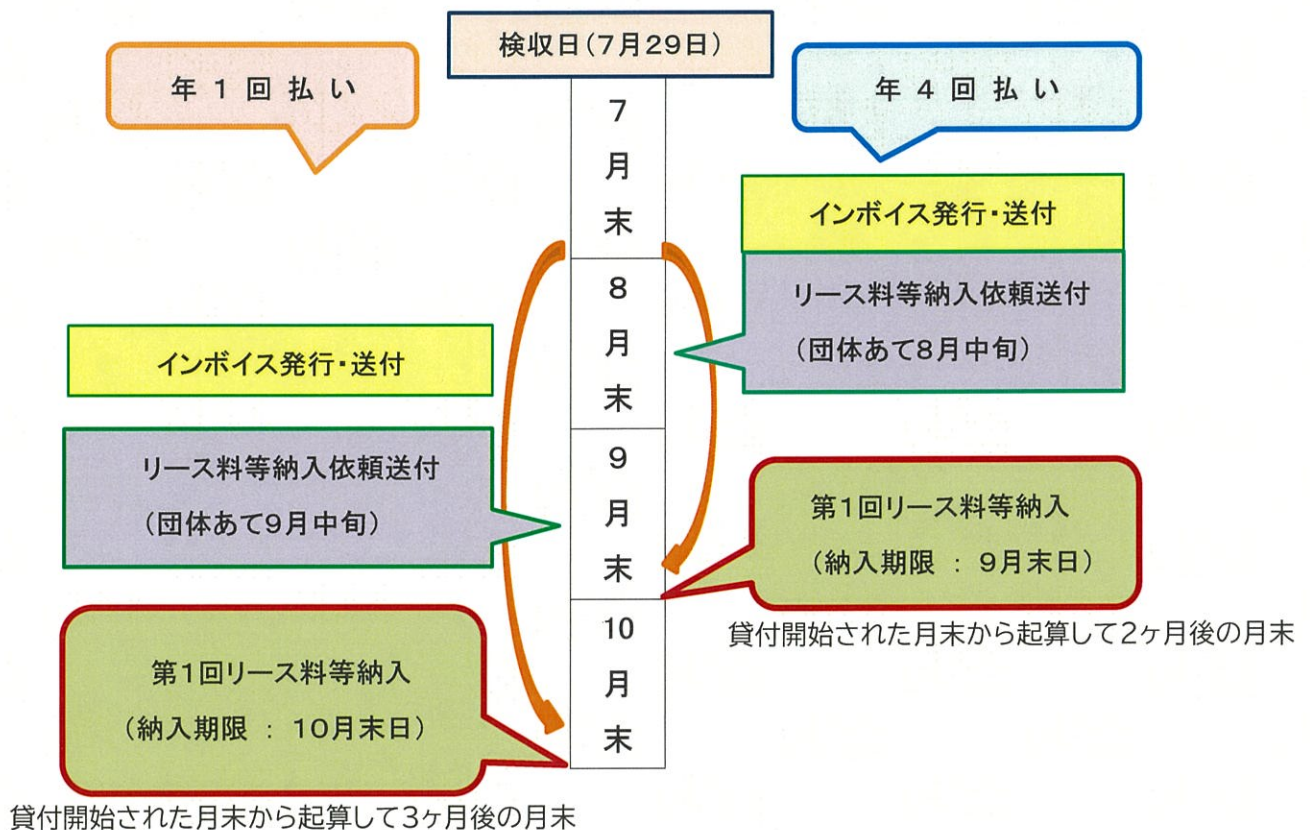
～ 年4回払いの検収年月日の速報提出のお願い ～

機構は、検収日(貸付開始日)を基準として、貸付期間中のリース料等の納入期限の通知とリース料等の請求をインボイス(適格請求書)発行により行います。

年1回払いと年4回払いの第1回納入期限は、下例のとおりになります。

機構は受託団体等に対し、納入期限の1ヶ月前に「リース料等の納入依頼」(当該月に納入期限の到来する契約のご案内)を通知し、納入失念の防止を図っています。

(例) 第1回リース料等納入期限



※ 第1回リース料等納入期限の前にインボイス(適格請求書)を発行します。

～ 年4回払いの検収報告(速報)の提出のお願い ～

年4回払いの場合、上例のように検収月(7月)の翌月(8月)に「インボイス」及び「リース料等納入依頼」を受託団体等に送付しますので、検収実施後5日以内を目途に、ファックス(03-3459-6325)又はリース担当者あてEメールで、速報提出をお願いします。

◎速報は、「検収年月日」が明確な検収報告書の(案)の1枚。

ちくかんリースの税務の取扱いについて

- ・この説明は、税法上の基本的な取扱いを説明するものです。
- ・実際の税務申告等の際は、専門の税理士等、又は所轄税務署にご相談のうえ、行ってください。

1. 機構リース（ちくかんリース）のリース形態

リース期間終了後にリース物件を借受者に譲渡するリース契約は、譲渡条件付きの「所有権移転リース」といい、ちくかんリースはこれに該当するファイナンスリース。

2. 所得税・法人税法上の取扱い

所得税・法人税法上「売買処理」することになっており、借受者は貸付開始した日の属する年（法人は年度）にリース物件を購入したのものとして会計処理します。

物件は自らの固定資産として「資産」計上し、リース料等の未払金は「負債」となります。

費用に「減価償却費」を計上します。

区 分	計 上 内 容（売買処理）
損益計算書	費用＝減価償却費
貸借対照表	資産＝リース物件の簿価 負債＝リース料等の未払金

3. 消費税法上の取扱い

借受者が課税事業者で、且つ、簡易課税を選択していない場合（「本則課税」）の課税期間の消費税及び地方消費税（「消費税」）納付額の計算は、次式により行います。

$$\text{消費税納付額} = \text{課税売上げに係る消費税} - \text{課税仕入れに係る消費税}$$

ちくかんリースのリース物件は「課税仕入れ」となりますので、課税仕入れに係る消費税は課税売上げに係る消費税から差し引くことができます。

リース期間中に機構に支払うリース料等に係る消費税は、貸付開始の日の属する事業年(度)に一括して仕入税額控除（又は還付）を行います。

仕入税額控除を行う際は、機構が発行する当該インボイス（適格請求書）を使用し、保存義務があります。

補助事業で実施される経営（クラスター、畜産ICT、楽酪GO）リースにあっては、補助金交付対象者がリース会社か借受者かの違いにより課税仕入れ額が異なりますので、注意が必要です。

詳しくは、各リースの貸付決定の際に添付している「税務の取扱い」を、参考にしてください。

機構が発行するインボイス(適格請求書)の内容。

機構は検収報告を受け、(分割検収であっても)物件の貸付開始毎にインボイスを発行します。

請求日の日付(請求決裁日)

発行年月日

一般財団法人畜産環境整備機構
T2010405000501

①発行事業者(機構名)とインボイス番号

リース事業名

貸付料等総括表(貸付施設等引渡し請求書)

経営

契約書番号 20240●●

受託団体等	○○○農業協同組合連合会
借受者	(株)令和畜産
住所
再受託団体	△△△農業協同組合
契約日	2024年7月●日
貸付施設等	※ 貸付施設等の内訳は別添のとおり

⑥請求書の交付を受ける事業者名

物件毎の詳細は、セットの「内訳表」に明示

1~3は実際のリース料等と納入期限

(単位:円)

1. 貸付料

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額	合計金額
2025/01/31	85,720	8,572	3,000	22,890	11,400	0	131,582
2026/01/31	257,142	25,714	8,571	0	7,320	0	298,747
2027/01/31	257,142	25,714	7,285	0	6,180	0	296,321
...
2031/01/31	257,142	25,714	2,142	0	1,090	0	286,088
2031/10/31	171,428	17,142	571	0	220	0	189,361
小計	1,800,000	179,998	35,710	22,890	37,940	0	2,076,538

2. 譲渡代金

2032/01/31	200,000	20,000	0	0	0	0	220,000
------------	---------	--------	---	---	---	---	---------

3. 合計

合計	2,000,000	199,998	35,710	22,890	37,940	0	2,296,538
----	-----------	---------	--------	--------	--------	---	-----------

[A]

4. 機構が借受者の委任を受けて代理受領し貸付施設等の購入に充てた補助金額

0

経営(ICT、楽
酪 GO)リース
の場合のみ

[B]

5. 施設等の引き渡しに伴う本体価格(あなたの課税仕入額)と消費税額 (単位:円)

引渡月 (貸付開始月)	施設等の本体価格(税抜き) [A]+[B]	消費税額 (税率10%)	税込価格
2024/10	2,000,000	200,000	2,200,000

④税抜価額合計
及び適用税率

⑤仕入税額控除の対
象となる消費税額

売買取引があった月(合計)
(検収完了により貸付開始と
なります。)

貸付施設等の内訳表

・総括表とセットで発行
・物件毎の情報

契約書番号 20240●●

②物件の取引年月日、③取引の内容

借受者名 (株)令和畜産

貸付施設等名称	取得価額	購入価額	貸付期間	貸付記号
メーカー	補助金額	補助金消費税	支払方法	附加貸付料率
ホイールローダー	2,000,000	2,000,000	7年	240●●
○○建機	0	0	年1払い	0.70%
設置場所	××市△△町●●692		備考	
貸付開始日	2024/10/15	貸付終了日	2031/10/14	製造番号
				P012345
				車両登録番号
				—

(注)あなたに引き渡しを行う施設等の本体価格(税抜き)は「購入価額」です。

課税仕入額のご案内

検収報告を受け発行するインボイスに記載される年1回払いと年4回払いの
納入期限毎の内容は、下表のようになります。

(例) 取得価額 2,000,000 円、貸付開始日: 2024/10/15 貸付終了日: 2031/10/14

発行年月日

一般財団法人畜産環境整備機構

T2010405000501

年1回払

貸付料等総括表(貸付施設等引渡し請求書)

リース債務を保証する保険(債務減に応じ、各回保険料は減額となる)

1. 貸付料

第1回目検収月の末日の3ヶ月後。以降1年毎

貸付金利(譲渡料にはかかりません)

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額	合計金額
2025/01/31	85,720	8,572	3,000	22,890	11,400	0	131,582
2026/01/31	257,142	25,714	8,571	0	7,320	0	298,747
2027/01/31	257,142	25,714	8,571	0	6,180	0	307,607
...
2031/01/31	257,142	25,714	2,142	0	1,090	0	286,088
2031/10/31	171,428	17,143	0	0	220	0	188,791
小計	1,800,000	179,998	35,710	22,890	37,940	0	2,076,538

第1回は年間貸付料の 4/12 の額(検収月含め4ヶ月分)

第1回は検収月から第2回までの16ヶ月分。第2回以降は次回までの12ヶ月分

最終回は前回の9ヶ月後

2. 譲渡代金

最終回の3ヶ月後までに取得価額の10%(納入により所有権移転)

2032/01/31	200,000	20,000	0	0	0	0	220,000
------------	---------	--------	---	---	---	---	---------

3. 合計

合計	2,000,000	199,998	35,710	22,890	37,940	0	2,296,538
----	-----------	---------	--------	--------	--------	---	-----------

・動産物件の故障・全損等の事故に備える損害保険
・貸付期間中の保険料全額を第1回目に納入

発行年月日

一般財団法人畜産環境整備機構

T2010405000501

年4回払

検収日を早期報告(速報)

貸付料等総括表(貸付施設等引渡し請求書)

(単位:円)

1. 貸付料

第1回目検収月の末日の2ヶ月後。以降3ヶ月毎

納入期限	基本貸付料	消費税相当額	附加貸付料	動産総合保険料負担金	保証保険料	補助金消費税相当額	合計金額
2024/12/31	64,305	6,430	2,250	22,890	4,330	0	100,205
2025/03/31	64,285	6,428	2,089	0	2,060	0	74,942
2025/06/30	64,285	6,428	2,089	0	1,990	0	74,792
2025/09/30	64,285	6,428	2,008	0	1,920	0	74,633
2025/12/31	64,285	6,428	1,928	0	1,850	0	74,491
...
2031/06/30	160	0	290	0	450
2031/09/30	64,285	6,428	80	0	220	0	71,013
小計	1,800,000	179,986	32,611	22,890	35,120	0	2,070,607

毎回3ヶ月分(第1回目は検収月を含め)

第1回は検収月から第1回までの3ヶ月分と第2回までの3ヶ月分。第2回以降は次回までの3ヶ月分。

最終回まで3ヶ月毎

2. 譲渡代金

2031/12/31	200,000	20,000	0	0	0	0	220,000
------------	---------	--------	---	---	---	---	---------

3. 合計

最終回の3ヶ月後までに取得価額の10%(納入により所有権移転)

合計	2,000,000	199,986	32,611	22,890	35,120	0	2,290,607
----	-----------	---------	--------	--------	--------	---	-----------

損害保険（動産・構築物・車両）について

機構は、貸付期間中の物的担保保証のため、全ての貸付施設等は損害保険に加入することを貸付の条件としています。これにより、貸付施設等の事故や故障の修理費又は全損解約に伴うリース債務の精算等にかかる借受者の負担軽減を図ることができます。

動産物件は機構が損保会社と一括契約する動産総合保険に加入することになっており、構築物及び車両（「自動車登録」又は「標識交付」を受けるもの。）は借受者自らが損害保険に加入（環境リースを除く。）していただきます。

1. 動産 … 貸付契約書別表の備考欄が「空欄」の動産物件。

◎動産総合保険…機構が損保会社と一括契約。借受者は貸付期間中の保険料負担金全額を第1回目に納入。（貸付期間の年毎の残価率に応じ保険料算出した合計。）

～ 動産総合保険の概要（約款等抜粋） ～

★補償の対象となる損害

- ・すべての偶発的な事故により生じた損害

火災、落雷、盗難、雪害、水災（特約；台風、暴風雨等による洪水等で生じた損害を含む）等

★補償の対象とならない損害

- ・自然の消耗・劣化、さび、カビ、変質、ねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ・ベルト、チェーン、ゴムタイヤ、バケット、ショベル等の歯・爪に相当する部分等の損害
- ・地震若しくは噴火又はこれらの津波によって生じた損害
- ・故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因する損害

★支払われる保険金

- ・損害保険金（損害保険会社が該当物件の残価率等適用し鑑定。免責額：1万円）
- ・機構は、修理費の自己負担を軽減するため、臨時費用保険金等も付加します。

2. 構築物 } …貸付契約書別表の備考欄に「要保険手続」と記載される物件。
3. 車両 }

原則として機構を保険金受取人とし、借受者自らが損保会社等と加入契約する。

◎構築物保険（＝火災保険）

- ・火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災を補償する契約。

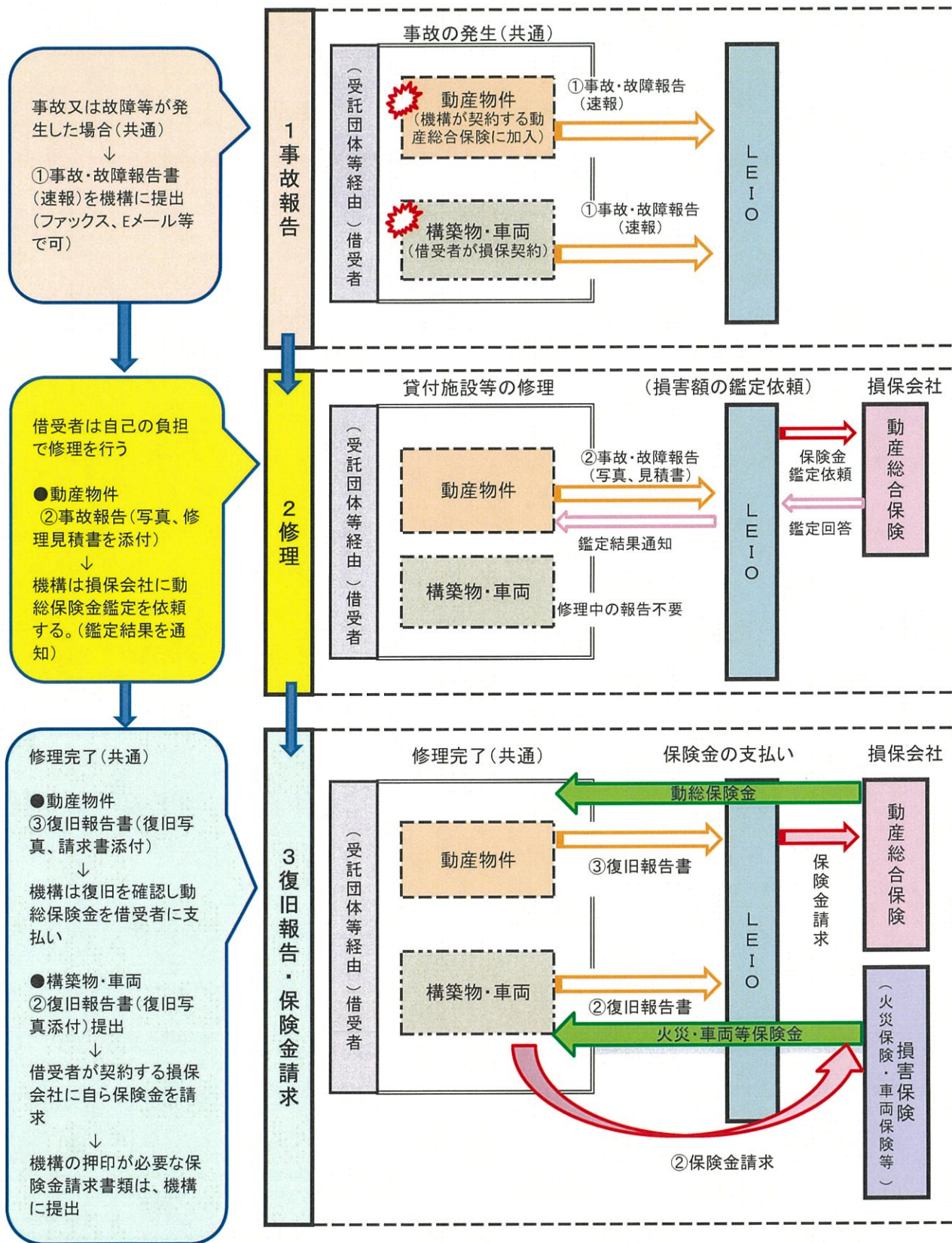
◎車両保険（＝自動車保険）

- ・貸付車両の修理費や盗難等を補償する自動車（車両）保険。（対人・対物保険とは別）

※ 受託団体等は、検収実施当日に加入状況を確認して報告（損害保険加入状況等確認書）し、加入を促進する。なお、3ヶ月以降不加入を知った場合は、機構に報告。

貸付施設等に事故・故障等が発生したときの手続きについて

貸付施設等に事故又は故障が生じた場合、借受者は速やかにその事故等の状況を受託団体等を通じて機構に報告すると共に、修理可能な場合は速やかに復旧を図り、使用を継続してください。
 修理費等の補填のため、動産物件は動産総合保険、構築物は火災保険、車両は自動車保険に加入していただきます。



※1 環境リースの損保契約手続き及び保険料負担(耐用年数が上限)は、機構が行います。

※2 機構に提出する報告書様式は、機構HPからダウンロードしてご使用ください。